

相模原市立城山障害者デイサービスセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第7号

相模原市立城山障害者デイサービスセンター条例を廃止する条例
相模原市立城山障害者デイサービスセンター条例(平成18年相模原市条例第87号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の相模原市立城山障害者デイサービスセンターの利用に係る料金の取扱いについては、なお従前の例による。